

愛宕山こどもの国スロープ解体工事 特記仕様書

(第1章 総則)

第1条 本仕様書は、山梨県（以下「甲」という。）が、業務受託者（以下「乙」という。）に、発注する愛宕山こどもの国スロープ解体工事の履行に適用する。

第2条 本業務は、建設工事請負契約書、本仕様書等に基づいて実施しなければならない。

第3条 乙は作業を進めるにあたり、各段階において綿密に協議を行うものとする。

第4条 業務中は、交通・水利・火災・その他公衆に迷惑を及ぼさないように、保安整備または必要な処置をとるものとする。

第5条 業務にあたっては、安全に十分留意すること。第三者や既設工作物等に損害を与えた場合は、乙は責任をもってその損害にあたること。

(第2章 業務概要及び目的)

第6条 業務対象範囲は、甲府市愛宕町 358-1（山梨県立愛宕山こどもの国内）とする。

第7条 本業務は、山梨県立愛宕山こどもの国における甲の指定するスロープの解体を目的とする。

(第3章 業務内容)

第8条 甲の指定する範囲について、スロープ解体、植栽を行うものとする。

第9条 共通事項

（1）本業務で排出される既存資材等については、関係法令等を遵守し、適正に処分すること。

（2）本業務の実施可能時間は原則、平日は午前8時から午後6時まで、休日は午前8時から午後6時までとする。

第10条 業務完了後は、次のとおり提出するものとする。

（1）完成届

（2）工事写真

（3）その他、甲が必要と認めた資料

(第4章 その他)

第11条 本業務の遂行にあたり、必要な資料等は甲と協議の上、貸与・閲覧できるものとし、受託者は貸与された資料等については適正に管理し、業務完了後直ちに返還するものとする。

第12条 成果品中に乙の故意または過失等乙の責任に帰すべき疎漏が発見された場合には、例え業務完了後相当の年月を経過したとしても、乙の費用負担によりこれを修正することとする。

第13条 その他、この仕様書によらないものについては、甲と協議し決定するものとする。